

災害時における資機材等の供給に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、上田市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策及び災害復旧等（以下「応急対策」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時に甲が実施する応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、乙が保有する資機材等を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第2条 甲は、乙に資機材等の供給を要請する場合、乙に対し「災害時における資機材等の供給要請書」（様式第1号）を提出するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材等の供給）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合は、保有している資機材等を、可能な限り優先的に供給するものとする。

（運搬・引渡し）

第4条 乙は、資機材等を甲の職員又は甲の指定する者に対し、甲乙協議の上、決定した引渡し場所において引き渡すものとする。

2 引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合には、甲の指定する者がこれを行うものとする。

3 甲は、前項の運搬に際し、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

4 応急対策終了後に乙が供給した資機材等の引上げの運搬の手配については、甲乙協議の上、行うものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、資機材等の供給に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用を負担するものとし、当該費用は、災害発生時の直前における適正な価格と機材調達の特異性及び供給体制の確保にかかる費用を考慮した額とする。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、資機材等の供給に要する費用を、書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(平時からの連携)

第7条 乙は、平時から甲との連携により、防災知識の普及啓発等の防災対策の推進を図るとともに、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(連絡調整)

第8条 本協定及び本協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲乙があらかじめ「連絡調整者名簿」(様式第2号)により指定した者が行う。この場合において、当該名簿により指定した者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して速やかに送付するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の2月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、本協定は更に1年間更新するものし、以後についても同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めがない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印又は署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年10月10日

甲 長野県上田市大手一丁目11番16号
上田市
上田市長 土 屋 陽 一

乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
株式会社アクティオ
代表取締役社長 兼 COO 小 沼 直 人

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

株式会社アクティオ

代表者

様

上田市長

災害時における資機材等の供給要請書

「災害時における資機材等の供給に関する協定書」第 2 条の規定により、下記のとおり資機材等の供給を要請します。

記

1 貸出希望期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

2 貸出希望資機材等

3 運搬・引渡し希望場所

4 担当者

所 属：

役職・氏名：

勤務先電話：

携 帯 電 話：

メールアドレス：

5 その他の要請及び連絡事項等

年 月 日

連絡調整者名簿

企 業 ・ 団 体 名	上田市
所 属： 役 職： 氏 名： 勤務先電話： 携 帯 電 話： メールアドレス：	

企 業 ・ 団 体 名	上田市
所 属： 役 職： 氏 名： 勤務先電話： 携 帯 電 話： メールアドレス：	

企 業 ・ 団 体 名	株式会社アクティオ
所 属： 役 職： 氏 名： 勤務先電話： 携 帯 電 話： メールアドレス：	

企 業 ・ 団 体 名	株式会社アクティオ
所 属： 役 職： 氏 名： 勤務先電話： 携 帯 電 話： メールアドレス：	

※この名簿に記載の個人情報、本協定に必要な範囲内でのみ利用されます。